

# 松浦市中小企業融資信用保証料補助金について

制度融資の借り入れや補助金申請に先立ち、必ずご一読ください。

## 【対象者】

Q 1) 松浦市内の中小企業者が対象とあるが、具体的には？

A 1) 農業や林業、漁業のほか、金融業、保険業及び一部のサービス業を除き、広く対象となりますが、各保証協会の代位弁済を受け、求償債務がある場合など、業種としては対象となるものの、状況により長崎県信用保証協会の保証を受けられない場合もあります。詳しくは、融資をご検討される段階で、金融機関や長崎県信用保証協会にお尋ねください。

## 【限度額とは】

Q 2) 長崎県地域産業支援資金の借り入れを検討しているが、同資金の貸付限度額は5,000万円となっている。市のパンフレットには、限度額が1,000万円とあるがどういうことか？

A 2) 市が設けている1,000万円という限度額は、補助対象となる借入限度額です。一方、補助対象となる長崎県地域産業支援資金と長崎県小規模企業者支援資金に設けられている限度額は、それぞれの制度資金の貸付限度額です。

## 【信用保証料率が実質0%とは】

Q 3) 長崎県地域産業支援資金を500万円・5年返済で借り入れた際、信用保証料を55,000円支払った。補助金の申請をすることでその全額が交付されるのか？

A 3) お見込みのとおりです。

一旦の負担は生じますが、お支払いされた信用保証料の全額を補助金として交付することで、実質的に信用保証料が0円となります。なお、繰上償還等により当初予定していた返済期間よりも前倒して返済された場合、信用保証料は完済した日までの期間に応じて再計算されます。その結果、信用保証料が減額となった場合は、市に報告の上、減額分を返還する必要がありますので、ご注意ください。

## 【追加融資】

Q 4) 金融機関Aで、長崎県地域産業支援資金を500万円借りて、市に申請の上、補助金の交付を受けた。現在、金融機関Aに借入の返済中である中、金融機関Bから長崎県小規模企業者支援資金を300万円借りたいと考えている。この場合、金融機関Bから借り入れる際にかかる信用保証料について、補助金の申請を行うことができるか？

A 4) できません。

金融機関Aからの借り入れに伴う信用保証料の補助金の交付を受けた場合、当該借り入れ分の返済が完了するまでの間、新たな借り入れに伴う信用保証料の補助金の交付を受けることはできません。なお、同一の金融機関からの借入の場合も同様です。

### 【限度額の考え方】

Q5) 長崎県地域産業支援資金を2,000万円借りたいと考えている。市の補助対象となる借入限度額は1,000万円までなので、1,000万円分の信用保証料について、補助金の申請を行うことができるか？

A5) できません。

市の補助対象となる借入限度額は1,000万円ですが、これは、一度の借入額の総額を指します。よって、一度の借入額が1,000万円を1円でも上回ると、その全額が補助対象となりません。

Q6) 一度の借入で、長崎県地域産業支援資金を600万円、長崎県小規模企業者支援資金を400万円借りたいと考えている。この場合、補助金の申請を行うことができるか？

A6) できます。

一度の借入額の総額が1,000万円までであれば、いずれの資金の借入に伴う信用保証料も補助対象となります。

### 【同一制度資金の制度の範囲内での条件変更】

Q7) 4年前に、長崎県小規模企業者支援資金を運転資金として600万円・5年返済で借入れ、市から信用保証料の補助金の交付を受けたが、返済期間を最長の7年に変更したいと考えている。この場合、保証期間が2年延期されることから、新たに信用保証料の負担が発生するので、当該信用保証料の追加負担分について、補助金の申請を行うことができるか？

A7) できません。

既に補助金の交付を受けており、かつ、当該交付に係る借入を完済していない状態で発生する新たな信用保証料の負担に対する補助金の申請はできません。なお、返済期間延長のほか、借入額を増額する場合も同様です。

### 【借換】

Q8) 3年前に、長崎県地域産業支援資金を設備資金として、800万円・10年返済で借入れ、市から信用保証料の補助金の交付を受けましたが、今回、市の信用保証料の補助対象でない資金への借り換えを検討しています。この場合、先に借り入れを行った資金については繰上償還することとなり、信用保証料が減額となるようですが、当該減額により払い戻される分は、市に返還する必要があるか？

A8) 返還しなければなりません。

なお、新たな借りに伴う信用保証料から、本来であれば、当初借りに入っていた資金を繰上償還したことにより返戻となる信用保証料を差し引いて(相殺して)計算される場合もありますが、その場合においても、本来返戻されるべき信用保証料の額を返還する必要があります。

Q9) 2年前に、長崎県小規模企業者支援資金を設備資金として400万円・6年返済で借り入れ、市から信用保証料の補助金の交付を受けたが、より有利な長崎県地域産業支援資金への借り換えを検討している。この場合、

- ① 既に交付を受けている信用保証料の返還が発生するか？
- ② 借り換え後に発生する信用保証料について、補助金の申請を行うことができるか？
- ③ 新たに借り入れる額がいくらまでであれば、これに伴う信用保証料について、補助金の交付を受けることができるか？

A9) ① 発生します。

借り換えに伴い、長崎県小規模企業者支援資金として借り入れた400万円は完済となりますので、以前お支払いされた信用保証料と、完済に伴う再計算により減額となった信用保証料の差額を返還してください。

② できます。

長崎県小規模企業者資金は完済となりますので、新たな借り入れに伴う信用保証料は補助対象となります。

③ 1,000万円まで

完済した借入額は、補助対象限度額に影響しませんので、長崎県地域産業支援資金の新たな借り入れに伴う信用保証料については、限度額一杯の借り入れであっても、補助金の交付を受けることができます。

#### 【報告義務】

Q10) 補助金の交付を受けた後、当初5年で返済予定としていたところ、借り入れから3年経過したときに借り入れ残額を繰上償還した。この際、当初支払済の信用保証料が減額されたものの、市に対する報告を失念していた場合、どのような取扱いとなるか？

A10) 市から加算金を付して返還を求めます。

交付決定時に、繰上償還等があった場合の報告を、条件として明示しています。一方、当初予定していた返済期間内の繰上償還や借り換え等の事実について、補助金の申請時に徴した同意書に基づき、市は、定期的に金融機関からの情報提供を求めます。当該情報提供により、本来、報告の上返還が必要であったことが判明した場合、本来返還すべき額（減額された信用保証料の額）に加え、加算金の納付も必要となりますのでご注意ください。

加算金を納付しなければならない状況にならないよう、繰上償還や借り換えのほか、当初ご負担された信用保証料の額が変更となった場合は、速やかに市に報告をお願いします。